

## モースと贈与論の陥穽

——〈贈与〉の倫理学・哲学的考察への序説——

平尾 昌 宏

まえおき

〈贈与〉について考えようと思う。<sup>①</sup>

まず、本年（二〇一一年）三月に起こった東日本大震災では被災者支援、ヴォランティア活動など、広い意味の〈贈与〉が目立ったことは確認しておいてよい。〈贈与〉を論じる論者の多くは、〈贈与〉が予想外に、あるいはいまだに、大きな意味を持つことを指摘するのが常である（Cheal [1981, p. ix, 阿部 [2000], 四八六頁）<sup>②</sup>が、この震災を通して、それが図らずも明らかになったからである。

しかし広い意味での〈贈与〉の問題は、何も震災以後に浮上したものであるのではない。昨年NHKが「無縁社会」とするキャンペーンを張ったのは、その背景に個人主義の進展やネット依存の現象、大きくはグローバルバリエーションや新自由主義が世を席卷したことがあるのであろう。<sup>③</sup>これら「無縁化」に対するために、「縁」や「絆」が強調されるのもある意味で自然で、一般的に見ても、昨年末来の多くの「タイガーマスク」たちは、いわば無意識的にそうしたものを求めて、人々の繋がりを築くものと捉えられている（〈贈与〉を行ったものであるかもしれない。またアカデミズムの領域でも、新たな公共性の構築、あるいはコミュニティの再興、あるいはアソシエーションの構想といった問題が論じられており、その中で浮上するキーワードの一つが、〈贈与〉だとも整理できよう。

だがそれだけに、〈贈与〉という語は多義的に、いわば乱用されているとさえ言える傾向がある。とすれば、ここで〈贈与〉について論点を整理しておくことには幾許かの意味があると思う。それゆえ本稿では、直接これらの現象そのものを取り上げるつもりはない。ここで目指すのは、あくまで哲学的・概念的な考察である。しかもこの稿では、本格的な議論に先立つ予備的な議論が提示され、論じるべき問題が析出され、議論の方向が示唆されるに留まる。また、「倫理学・哲学的考察」と称するものの、本稿の段階では、特に倫理学の水準にはまだ議論は及ばない。「序説」と称する所以である。

そのために本稿が取り上げるのは、衆目が一致して現代贈与論の原点と認めるモースの『贈与論』である。<sup>④</sup>まず『贈与論』におけるモースの意図を簡単に確認し、次いでその最も本質的な主張を取り出す。更に彼の贈与論がどのように受け止められたかを見て、最後に、〈贈与〉に関わる問題を改めて提示することにする。

本稿で一定の結論を提示しないのは、今必要なのは安易な解決の提示ではなく、確実な歩みを進めることだと考えたからである。

## 一 モーリス『贈与論』の意図

## モーリスの理論的意図——贈与の事実

モーリス『贈与論』（一九二四年）が人類学、社会学のみならず、思想一般に対して持った重要性については多言を要しないだろう。贅言は省いて、ここでは『贈与論』におけるモーリスの意図を簡単に確認しておこう。序論中の「研究計画」の項では、研究の二重の目的が語られる（p.18（二四—二五頁）<sup>5</sup>）。それは一つには「考古学的な結論」を導くことであり、他方は「道徳上の結論」を引き出すことである。

「考古学的な結論」とは、古代社会にも経済的な取引は存在し、しかし、それが〈贈与〉として行われるため、我々の知る制度とは異なっていることである（p.148（一五頁））。

実際、その有り様をいわば実証的に示す作業が『贈与論』の本論をなしている。しかしこれは単なる事実的認識ではない。モーリスは、彼の時代に顕著になっていた近代的な経済・法体制を相対化する意図を持っていたからである。つまりモーリスは、〈贈与〉の問題を実証的理論的に論じることから一步踏み込んで、現代の社会に対して反省を迫るのである。

「我々は、このような道徳と経済が今もなお、いわば隠れた形で我々の社会の中で機能していることを示すつもりである」。それは「我々の社会がその上に築かれている人類の岩盤の一つ」であり、「それらによって、現代の法と経済の危機が生む問題に関する幾つかの道徳上の結論を引き出すことが出来るだろう」（p.148（一五頁））。

実際、これに対応するかのよう、「第四章結論」冒頭では、こう言われている。

「我々の道徳や生活の大部分は、いつでも義務と自由とが入り交

じった贈与の雰囲気そのものの中に留まっている。幸運にも今はまだ、全てが売買という観点から評価されているわけではな（p.258（二六〇頁））。

## モーリスの実践的意図——理念としての〈贈与〉

既にして看取されるように、事実的認識を基盤としてモーリスが引き出そうとした「道徳上の結論」とは、そうした「贈与の雰囲気」の再活性化である。モーリスは明らかに、利己的な個人たちによる経済的な貨幣交換、「絶え間のない冷淡な打算」（p.272（二七九頁））のみから成り立つ社会とは別な道がかつてあり（考古学的結論）、かつ、現在も密かに生きており（現代への省察）、更にそれが今後再活性化されねばならない（道徳上の結論）と考えている。実際、この後に続くモーリスの文章には「ねばならない」が連続する。

「事実を確認するだけでは十分ではない。そこから何らかの実践的態度、道徳律を推論しなければならぬ」（p.262（二六五頁））。

「我々は『高貴な消費』の習慣に戻ろうとしているし、戻らなければならぬ」（p.262（二六六頁））。

「我々はアルカイックなもの、基本的なものに立ち返ることができるとし、またそうしなければならぬ」（p.263（二六七頁））。

ここで目指されているのは、〈贈与〉と返礼による相互扶助、「集団の道徳」（p.262（二六五頁））によって成り立つ社会である。更にモーリスはこれを、現代社会における社会保障の問題に結びつけてさえている。

それゆえこれを、モーリス自身の政治的思想や活動との関連（モーリス研究会 [2012] 所収の諸論文参照）から考察することもできようし、また、デュルケムからの影響といった観点から考察することもできようし、また、同時代のマリノフスキーらとの共通性を指摘することもできよう（Fraser [1984] を参照）。そ

れ以降でも、〈贈与〉や〈交換〉について論じる多くの論者、例えばバタイユやK・ポランニーらには、近代の市場経済中心の社会を相対化しようとする意図が見られる。その先鞭を付けたのがモースであると言つてよいだろう。

## 二 モース『贈与論』の主張

### 贈与の原理

人類学者としてのモースの議論の重要性は、アルカイックな社会から取り出された材料を広範に用いている点であるが、ここでは彼の議論の本質に関わる点のみを取り出す。

一つは贈与の原理である。モースが贈与の原理と捉えたものは、よく知られている通り、「与える義務」、「受け取る義務」、「返礼する義務」である。だが第二に、これが重要なのは、この内の一つだけでなく、この三つが揃うことよつて初めて、モースの言う「全体的給付」が成り立つからである (p.161 (三八頁))。これも周知のように、モースを含むフランスの人類学・社会学は伝統的に、方法論的集団主義を採つており、社会を一つの全体的体系とみなす。

第一の点からみよう。この原理には重要な論点が幾つも指摘できるが、ここではモースの論じ方に見られる興味ある偏りに注目しよう。

彼はこの三つを同等の原理として取り出しているように見える。しかし、この三義務が提示されるのは、返礼の義務について論じた後なのである。モースは第一章二節で、マオリ族の「ハウ」について論じ、それによつて〈贈与〉に対する返礼の義務を説明する。マオリ族では、贈り物には「ハウ」と呼ばれる物の霊が込められており、それに対する返礼

が行われなければ「ハウ」が破壊的な力を發揮すると考えられているとモースは指摘する。このよく知られた議論を示した後、第一章第三節の冒頭でモースは、改めて「別の二つの要素」がなければ「全体的給付」が成り立たないとして、与える義務と受領する義務を掲げるのである。

これは単に叙述順の問題ではなく議論の行方を示すものとして興味深い。なぜなら、返礼の義務に関しては、マオリ族の「ハウ」を用いて比較的詳細に論じているのに対して、残りの二つに関しては、その説明はきわめて簡単に済ませられているからである。

「贈り物を受領する義務に関する事実を豊富に見出すことは容易である」 (p.161 (三八頁))。「人に与える義務もやはり重要である。これを調べると、人々がどのようにしてさまざまなものを交換するようになったかを理解することができるだろう。ここでは、幾つかの事実を示すにとどめたい」 (p.162 (三八―三九頁))。

だが、事實は豊富に見出せるとしても、それが「義務」として説明されないまま、説明は簡単に終了してしまふ。この後に示されているのはまさしくモースの言う通り「事実」の幾つかにすぎず、それが依つて立つ根拠ではない。

〈贈与〉である以上は、まず「与え」られねばならないはずである。また、それが「受領」されねば〈贈与〉にならない。この二つはいわば一体のものであり、〈贈与〉を〈贈与〉として成り立たせるのに不可欠な要素である。それなのに、〈贈与〉の基盤となるべき二つの義務が「義務」として説明されることはないというのは奇妙である。また、「与える―受け取る」があれば、それで〈贈与〉は成り立つのではないか。だとすれば、その〈贈与〉に対する返礼は、〈贈与〉だけを考えれば、追加の要素にすぎないとも思える。しかしモースにとつては、「これら精神的なメカニズムの中で最も重要なものは、明らかに、受け取った贈り物のお返しを

義務づけるメカニズム」(p.153 (二〇頁))なのである。

### 全体的給付

実際モースは、自分の課題が「未開あるいはアルカイックと言われる社会において、受け取った贈り物に対して、その返礼を義務づける法的経済的規則は何であるか。贈られた物に潜むどんな力が、受け取った人にその返礼をさせるのかという問題」にこそあると、論文冒頭の「研究計画」で既に明示していた(p.158 (二二―二四頁))。しかし、このように返礼義務が重視される理由は何なのか。

その答えは、「与える―受け取る」によって成り立った〈贈与〉に、更に「返礼」が加わることによって何が成り立つかを考えてみればよい。言うまでもない、それは〈交換〉である。つまりモースの議論の力点は、〈贈与〉を〈交換〉たらしめるものにある。

これは、モースからすればごく自然な流れである。なぜなら、既に触れたように、単なる〈贈与〉だけでは、「全体的給付」の体系が成り立たず、モースがそれを定式化するために用い、モースの人類学、社会学の特徴を示すものとして知られる「全体的社会的現象」(p.147 (一三頁))が説明できないからである。それを説明するものは単なる〈贈与〉の事実ではない。それだけなら、すなわち単なる一回限りの〈贈与〉であるなら、それはいわば個人的な、特殊個別的現象にすぎない。「全体的給付」を説明するのは〈交換〉、しかも義務的な交換の原理でなければならぬ。この交換の原理こそ、彼の言う、「我々の社会がその上に築かれている人類の岩盤の一つ」(p.158 (二五頁))であったに違いない。

### レヴィ・ストロースによる『贈与論』の「完成」

モースの『贈与論』の受容を考えるのに欠かせないのが、レヴィ・ス

トロースである。しかしよく知られた議論であるから、簡単に確認しよう。

レヴィ・ストロースは構造主義の出発点となった記念碑的著作『親族の基本構造』で婚姻制度を「女の交換」として見、そこに数学的な構造を見出した。これはいわばモース『贈与論』の延長上に位置する作業であると同時に、レヴィ・ストロースによるその完成である。そのためレヴィ・ストロースは、「モース著作集」のために書かれた序文の中で、モース『贈与論』を称揚すると同時に批判している。モースは「全体的社会的給付」という観点から〈贈与〉を交換制度において見た。レヴィ・ストロースはこの点を肯定する。しかし、モースが返礼を促す力としてマオリ族の「ハウ」を援用したことを批判し、モースは現地の人々の捉え方を鵜呑みにしているにすぎないと批判する。

「当事者たちの信じるものは、彼らが実際に思考すること、あるいは為すこととは、たいそう隔たっているのが常だからである。原住民の考え方を取り出したあとで、客観的批判によってそれを還元しなければならぬ。」(Lévi-Strauss [1950], p. XXXIX (二二七頁))。

レヴィ・ストロースにとつて、〈贈与〉もしくは〈交換〉の動機、より一般的に言えば、そうした行為をしている者の意識は問題にならない。それらの行為を決定しているのは無意識的な「構造」なのである。それゆえ、「モースにおける呪術的もしくは感情的諸概念の介入は処置すべき廃物のように思われたので、我々はこれらの概念に訴えずに彼の思想を再構成しようと試みた」(id., p. XL (二三八頁))。

レヴィ・ストロースにとつて「ハウ」とは、単なる「シンボリックなゼロ値」であるにすぎない。当事者たちの意識に現れるそうしたものは〈贈与〉の体制もしくは〈交換〉の構造を説明するためには不要、むしろ邪魔になるものである。モースの「全体的社会的現象」という構想に従え

ば、そこには数学的な構造が見出される。その成果がレヴィ・ストロース自身の仕事なのである。「この考えは、モースの思想に厳密に忠実であるように、我々には思われる」(ib. p. 1 (二四九頁))。

こうしてレヴィ・ストロースにおいてモース『贈与論』は、モースが残していた前近代的な遺物、呪術的、感情的な要素、総じて主観的な要素が排除された上で、改めて「交換」論として捉え直されることになった。

### 三 贈与論の陥穽

#### モース『贈与論』への問い

モースの『贈与論』の画期性は、一見〈贈与〉に見えるものが、実は〈交換〉であることを示した点にある。このことは、多様な立場から多くの論者に指摘されてきた<sup>⑩</sup>。その意味では、我々の上での考察は、単なる確認作業、追認の仕事にすぎない。しかし、人々にあまり意識されていないように思われる問いを、我々はここから引き出すことができる。つまり、モースの『贈与論』が実質的に「交換論」であるのならば、モースは結局、〈贈与〉を論じていないのではないか、という問いである。

無論この問いに対しては、即座に「否」と言うことができる。先に確認したようにモースは、近代市場社会を相対化することをそもそもその意図として持っており、市場交換とは異なったものとしての〈贈与〉を論じたのだと言うことができるからである。

#### 嶋田義仁の場合

モースの継承者を自認するのはレヴィ・ストロースばかりではない。

モースの「全体的社会的現象」を構造主義とは全く異なった立場から継承し、そこにダイナミックな運動を見たのがギユルビッチである。そして、レヴィ・ストロースを批判し、ギユルビッチの系統を重視しながら、独自にモースを継承しようとするのが嶋田義仁である。

嶋田のレヴィ・ストロース批判、というよりもレヴィ・ストロースのモース理解に対する彼の批判のポイントは、レヴィ・ストロースがモースの『贈与論』を平板な交換論に回収してしまったという点にある。

嶋田の理解では、確かにモース、そしてマリノフスキーも〈贈与〉を〈交換〉と捉えているものの、「彼らは、交換を経済的意味での交換に還元したり、まして更に抽象的な『記号』交換に還元したりしようとはしなかった。マリノフスキーやモースはむしろ逆に、交換を更に具体化させ、情緒性さえ伴った、多義的な相において捉えることに努めている」(嶋田 [1993]、二二八頁)。そこで嶋田はレヴィ・ストロース的な交換を「同次元交換」とし(同、二四三頁)、それに対してモースの交換論を「異次元交換」論と呼び、ここから独自な政治人類学への道を探ろうとする。

しかし、その詳細については他日を期する。ここで確認したいのは、モースの「贈与」論を「交換」論として仕上げようとしたレヴィ・ストロースを批判する嶋田自身が、モースの「贈与」論を、レヴィ・ストロースとは別種のものではあれ、「交換」論として再構築しようとしていることである。なるほど彼の力点は、同じ〈交換〉だと言っても、同次元交換と異次元交換は違うという点にある。しかし、「贈与」をほとんど表立たせないレヴィ・ストロースとは違って、〈贈与〉に深い関心を寄せる(嶋田 [一九九九])嶋田ですら、〈贈与〉を〈交換〉として解釈する道を、レヴィ・ストロースと同じように辿っているのである。

我々はこうして、モース「贈与」論の基本が「交換」論にあること、というよりも、モースから出発した人々が——その方向性こそ異なるも

のの——一様に「交換」論を基調としてきたことを、改めて確認することができた。

#### 四 「純粹贈与」、この躰きの石

モースへの問い、再び

嶋田だけではなく、モースが既に提示していた点を受けて、「贈り物と商品」の区別 (Carrier [1951])、「讓渡不可能なものと讓渡可能なもの」の区別 (Weiner [1992]) に基づいて、贈与交換と商品交換ないし市場交換を区別することは従来の人類学者、社会学者たちによって行われてきており、それらには〈贈与〉の問題を考えるに際して参考になる点も多い。

それゆえ、モースの「贈与」論が「交換」論であったとしても、〈贈与〉を論じていないとは言えない。そこで先の問いは次のように変形しなければならない。モースは、〈贈与〉を全て〈交換〉に還元しようとしているのか、あるいは、モースは〈贈与〉は全て〈交換〉であり、「交換ではない贈与」などないと主張しているのか、と。

この点を確かめるために、我々は再びモースの議論に戻ろう。

#### マリノフスキー「純粹贈与」論への批判

モースが彼の議論を支えるための事例として利用した素材は数多いが、中でも最も重要なのは、トロブリアンド諸島のクラ交易であろう。それを報告したのが、『贈与論』(一九二四年)に先立つマリノフスキーの名著『西太平洋の遠洋航海者』(一九二二年)であった。

これも周知の通り、マリノフスキーはトロブリアンド諸島において島から島へと裝飾品が順送りに〈贈与〉される慣行を研究し、それが一つ

の巨大な円環を成しており、また逆向きの順送り贈与と対になっていることを見出した。つまり、人々が〈贈与〉として行い、一見してもそう思われたものが、実は大規模な〈交換〉であり「交易」であること、これがマリノフスキーの発見であり、モースの議論に力を与える事例となったわけである。

しかし、本論部でそのように重視していたマリノフスキーの報告の一端を、モースは結論部で厳しく批判する。『遠洋航海者』におけるマリノフスキーの研究は、彼によるこれ以外のフィールドワークにおけるのと同様周到なものであり、トロブリアンド諸島の人々の暮らし全般に及び、単にクラ交易だけに注目したものではない。〈贈与〉に関しても彼は詳しく研究し、「贈与交換と取引、贈与、支払い、商業取引のリスト」を作っている。その第一に挙げられるのが「純粹贈与」(Malinowski [1941], pp. 177-180) であるが、モースが批判を差し向けたのが、まさしくこの点であった。

「マリノフスキー氏が真剣に取り組んだのは、トロブリアンド諸島民内に確認した全ての取引を、動機の点から、利益追求によるものと無私無欲によるものとに分類することであった。……実のところ、この分類は不可能である」(p. 267 (二七三頁))。

マリノフスキーは、諸島内の夫婦関係において、夫から妻への贈り物を「純粹な贈与」と見たが、モースの考えではこれは「性的奉仕に対する一種の報酬」(p. 268 (二七三頁)) なのである。「同様に、首長への贈り物は貢ぎ物であるし、食物の分配は、労務や成し遂げられた儀礼(……)への手当である。結局、こうした贈与は自由ではないし実際に無私無欲でもないのである。その大部分は反対給付であり、奉仕や物に対する支払いのためではなく、利益になる協同関係を維持するためにも行われる」(p. 268 (二七四頁))。

こうしてモースは、〈贈与〉が〈交換〉であるという主張を再確認するだけではなく、更に、純粹贈与、あるいは「交換ではない贈与」はないことを示そうとしているかのようである。だが、もしそうだとすれば、それは成功していない。ここでモースが示しているのは、純粹贈与と見えるものが〈交換〉と解釈し得るという「可能性」にすぎない。もしモースに論拠があるとすれば、それは〈贈与〉が「全体的給付」としてのみ成立する、ということであろうが、だとすれば論点先取の虚偽を犯すことになってしまいうらう。

#### マリノフスキーの転向

モースの意図が純粹贈与を否定することにあつたのかどうかは確言できない<sup>⑩</sup>。ここでのモースは、いわば主観的な要素を排除しようとしているように見えるが、上に見たように、モースは〈贈与〉に「感情的価値」があることを認めており、そこから「道徳上の結論」を導こうとしていた。しかし、「客観的に」観察されるのは、〈贈与〉ではなく、「贈与の形をとった交換」である。それがモース本来の意図に添うものであつたかどうかは別として、重要なことは、モースによって敷かれたこの路線が、微妙な問題を残しつつも、総体的に〈贈与〉を〈交換〉に還元する方向に進んだことである。そのことをあからさまに示しているのは、他ならぬマリノフスキー自身である。『遠洋航海者』において「純粹贈与」を見出していたマリノフスキーは、しかし、後にこれを取り消しているのである。

『贈与論』の二年後に出た『未開社会における犯罪と習慣』（一九二六年）においてマリノフスキーは、『遠洋航海者』における純粹贈与に触れて「私は、実際その当時において、さきに暴露した誤謬、すなわち、行為をその前後の文脈から切り離す誤謬やまた行為の連鎖について十分長期

にわたる観察をしない誤謬をおかしたのであつた」(Malinowski[1926], p.40 (四三頁))と言う。つまりマリノフスキーは、純粹贈与とは、「行為をその前後の文脈から切り離し」、それを「長期にわたる観察」の下に置かなかつたために生じた「誤謬」であるとして、撤回しようとするのである。これは明らかに、つまりマリノフスキーもまたモース同様、〈贈与〉を〈交換〉と見るようになったことを示している<sup>⑪</sup>。

#### 五 新しい贈与論

##### 新しい贈与論の必要

既に確認したように、モースが『贈与論』で論じたのが実は〈交換〉であつたとしても、「モースは〈贈与〉を論じていない」とは言えない<sup>⑫</sup>。しかし、それでも疑問は残る。『贈与論』においては、我々が〈贈与〉として捉えているものの一部、「交換に還元される贈与」しか論じられていないのではないかという疑問である。

実際モースの「贈与」論は「交換」論として継承され、今では「贈与交換」という語を人類学者たちは疑いもなく用いている。その意味するところは、「贈与と交換」ではなく、「贈与という形での交換」である。そして、モースのマリノフスキー批判に見られたように——そこでのモースの意図がどうであれ、少なくともその後継に継承された議論の全体的な流れからは——、「交換に還元されない贈与」は議論から排除されることになる<sup>⑬</sup>。だが、そうした構造や形式、モースで言えば「全体的給付体系」は、〈贈与〉の事実によつては証明されない。モースが示したのは、厳密に言えば、〈贈与〉が実は〈交換〉であるという「事実」ではなく、「事実」を〈交換〉として解釈することのできる「観点」にすぎない

い。なるほどこれは決定的に重要な観点であり、これが以降の研究に貴重な土台を提供したのは間違いない。更に、ここにある問題を鋭く嗅ぎつけたレヴィ・ストロースは、こうした観点を更に精錬することによって、「社会的なものは、体系へと統合されてはじめて現実的となる」(Levi-Strauss[1950], p. XXV (二二頁))と言うことができた。しかし、それは「社会的なもの」が成り立たなければならないという前提の下においてである。しかし、〈贈与〉はそうした前提の下に全て回収されるのかということそのものが問題として問われるべきではないだろうか。

彼らの「前提」を捉えて彼らを批判するのは必ずしも正当ではない。なぜなら、交換以外の贈与を論じることは彼らにとって必要でなかったからである。彼ら、人類学者、社会学者にとって、研究対象は社会であり、社会を論じるためには〈交換〉こそが重要であり、それで十分なのであつて、〈贈与〉を包括的に論じることは彼らの企図には含まれないからである。<sup>⑮</sup>「交換に回収されない贈与」は「計算不可能、もしくは予測不可能な〈例外〉」(Derrida[1991], p. 165)<sup>⑯</sup>として、人類学、社会学にとって、構造の外部であり、あつてはならないもの、あるとすれば隠蔽したいものに他ならない。

社会学者たちは〈贈与〉について多くのことを教えてくれた。だが、それは「贈与交換」についてであり、〈贈与〉の一部であつて、全てではない。その意味では、「贈与論」は、少なくとも包括的な「贈与論」は、いまだかつて書かれたことがないのである。そして、〈贈与〉を論じるためには、社会科学的な「贈与交換」論からいったんは解放されなければならない。<sup>⑰</sup>

### 「交換に還元されない贈与」

私はこの段階では、「交換に回収されない贈与がある」と主張したいわけではない。しかし、「贈与」という語から人々が一般に想到するのは「交換に還元されない贈与」であろう。<sup>⑱</sup>辞書的にも法的にも、〈贈与〉は返礼を伴わない、無償のものとしてされている。そして無償であれば利他的な動機のもの、と解される可能性もあろう。しかし、返礼を伴わないこと、無償であること、利他的な動機を含むことなどは、関連はしていても区別される。それら全てが〈贈与〉に込められてしまう点で幾分ミスリーディングだとしても (Trinius[1970], p. 71)、〈贈与〉の語を使わずには考えられないこともあるのではないか。だとすれば、少なくとも、〈贈与〉の多義性をもたらすポイントの一つとして、「交換に還元されない贈与」なるものがあるのかどうか、あるいはそれがあり得るのかどうか、改めて問われる必要がある。整理すれば、その理由は三つある。一つには、一般的な語法からして、〈贈与〉には「交換に還元されない贈与」が含まれていること。また第二に、「交換に回収されない贈与がある」という主張が確立されていないのと同様、「交換に回収されない贈与はない」という主張も、モースによつても、以降の論者によつても確立されておらず、端的に言つて彼らの議論は不十分だと思われること、それにもかかわらず、それは以降も十分に突き詰められることはなく、後は〈交換〉のみが論じられていることである。そして第三に、もし「交換に回収されない贈与」がある、もしくは可能なのだとすれば、モースも彼以降の論者も、「贈与」は論じてきたのだとしても、それは「贈与交換」を論じてきたのであり、「贈与」のある一面だけを論じてきたのにすぎないことになるからである。しかし、第三の理由はもちろん、第二の理由から派生するものであり、もし「交換に回収されない贈与はあり得ない」

というテーゼが確立されたとすれば、これが独立した理由にならないの  
 は言うまでもないが、そもそも「交換に回収されない贈与があるか」と  
 という問題そのものがまともに提示されていないように思われるのであ  
 る。<sup>20)</sup>

穿った見方をすれば、彼ら社会学者たちは、経済的な交換、市場交  
 換を相対化するために互酬性に代表される非市場交換を持ち出し、かつ、  
 それに「贈与」の印象を与えるため、あえて「交換に回収されない贈与」  
 について曖昧な態度を取っているのではないか。だが、人々が一般的に  
 抱くイメージに頼って議論を曖昧化させるのであれば、それは学問的な  
 態度ではなからう。

### 新しい贈与論の条件

しかし、一つ注意しておきたい。「交換に回収されない贈与がある」と、  
 まして、「贈与において重要なのは交換としての構造などではなく、贈り  
 物に込められた気持ちである」と、今の時点で主張したいわけではない。  
 それは、贈与における感情的要素、「感情的価値」(p.258(二六〇頁))を  
 重視し、そこに近代市場社会を超える道徳性の基盤を見出したモース自  
 身が、それを自らの「贈与⇌交換」論によって封殺し、レヴィ⇌ストロ  
 スによってはつきりと心理的な要素が切り捨てられ、あるいは社会的な  
 ものに統合されて以後、いわば封印されたままである。それゆえ、もし  
 そうした感情的要素を取り戻すのだとしても、そのためには十分な準備  
 が必要であり、もはや単なる個人的、主観的な「思い」だけに依拠する  
 ものであってはならない。

〈贈与〉は日常的に行われている。それだけに人々の〈贈与〉への思い  
 は多様であり、深い。<sup>21)</sup>しかし、そうした、個人的な経験の水準で考える  
 ことは、却って、そこに込められた心情を救う、掬うことにも益さない

のではないか。実践的な問題を提起するにしても、それはもう個人的、  
 一回的な行為では不十分であろう。日常的なレベルで言えば、「贈り物に  
 込められた気持ち」が大事であることを私は認める。それが身近な人間  
 関係にとつて重要であることも。しかし、もし「交換に回収されない贈  
 与」があり得るとしても、それがしっかりとした基盤となるためには、  
 個人的、感情的レベルに留まっていることはできないというだけである。<sup>22)</sup>

しかし、逆に、「交換に回収されない贈与などない」というのが正しい  
 のであれば、曖昧なままでの「贈与」なるものに安易な希望を見出して  
 はならないだろう。なるほどモースが論じたように、贈与交換と市場交  
 換とは異なる。そこに市場原理からの脱出路を見出す道もあるが、そ  
 の場合でも、モースの議論を表面的になぞっただけの試みでは、市場交  
 換から抜け出すことは容易でないだろう。逆に、モースも強調していた  
 ように、贈与⇌交換は義務的であるため、〈贈与〉が却って人々を圧迫す  
 る例は、臓器移植の場合などに既に明白に現れている (Fox and  
 Swazey[1992], p.32ff. (七五頁以下))。〈贈与〉は、特にその実践に当たって、  
 贈るにも受けるにも、難しい点を多く蔵している。モースの指摘する、  
 ゲルマン語の *gift* が「毒」をも意味した (Mauss[1924]) というのは、我々  
 自身の実感するところでもある (ありがた迷惑！)。

だが、このように善くも悪くもあり得る贈与の感情的側面については  
 後でも考えられる。それゆえ私は、「交換化されない贈与」を論じる場  
 合、議論の初動において曖昧さをもたらしかねない「贈り物に込められ  
 た気持ち」をはじめとするその内実を、いったんは捨象して考察すべき  
 であると考えている。まず問題は概念的、形式的に扱われなければならない。

## 六 〈贈与〉の「哲学」へ向けて

私の結論は単純である。従来の「贈与」論、社会科学による「贈与」論は、基本的に「交換」論であり、それだけでは〈贈与〉の全体を捉えることはできない。それゆえ、新しい贈与論が必要である。このように整理すれば、我々の議論の焦点は「交換に回収されない贈与」にあると見られるかもしれないが、そうではない。それは従来の「贈与」論の問題点を最もよく示す一点であるにすぎない。本稿で論述の流れの中で現れてきた従来の贈与論の問題点を改めて示し、求められるのは何か、そのための方法は何かを概括的に示しておく。

一（問題） a…問題は〈贈与〉と〈交換〉を巡る事実（だけ）ではない。ここにあるのは〈贈与〉と〈交換〉という語に関する解釈と概念の混乱である。そもそもモース自身が〈贈与〉の定義を示していない（Testart[1981, p.97]）。モースの言うところでは「我々が使用したプレゼント、贈り物、贈与といった用語そのものが全く正確なわけではない。他に適当な語がみつからなかったというだけのことである」（p.267（二七三頁））。もちろんモースはここに危惧を抱きもし、再考を促しているが、いまだにそれはなされているとは思えない。「交換化されない贈与」の可能性の問題は、こうした概念的混乱を象徴的に示す一例なのである。b…第二に、全体的な枠組みが不透明なままに放置されていることである。これもまた、「交換化されない贈与」の問題で示した通りである。

二（必要要素） a…まずは概念的混乱を收拾し、整理し直さねばならない。b…また、我々は、モースが論じなかった、あるいは否定したような「贈与」を含めて、あらゆる贈与を一つに納めるような新たな〈贈与〉の概念を作らねばならない。それは包括的なものでなければならぬ。そうなればこれは哲学の仕事であるはずであり、こうした作業ができる

のは哲学以外にはない。

ただし、哲学者たち、例えばハイデガー、デリダ、マリオンらによる〈贈与〉論も、一般的な〈贈与〉を包括的に論じているとはいいがたい。人類学者、社会学者たちがフィールドで出会う〈贈与〉に依りながら、その実は曖昧さに依拠しているのとは逆に、哲学者たちは〈贈与〉の日常的、社会的事実を顧慮していないように思われる。我々が「包括的」と言うのは、それら両者を総合するためである。

三（方法） 問題の一つが概念的混乱による以上、それはフィールドワークによる「事実」の収集によって解決することはできない。それゆえ、インフォーマントたちの意識や、我々自身の日常的な経験、それらについての情緒的解釈にのみ依拠することは、逆に混乱を招きかねない。

我々はフィールドワークや日常への内省を否定はしない。しかし上のように考えれば、それ以上に方法論上まず必要なのは、a…混乱を解消するための概念的整理と、b…それと相覆う形での、包括的な全体性を考慮するための形式的な——前節で見たようにまずは内実を捨象した——考察である。焦点の一つである「交換化されない贈与」は、今の段階ではまだ可能性に留まるが、そうである以上、形式として考察するしかないことも、この方法を採用する理由である。可能性は事実によって証しすることはできず、論理的に考えるしかないからである。

## 結び

モースの『贈与論』は確かに、現在に続く贈与論の起点となった。だが、それが「贈与」交換論であり、「贈与」の一部しか論じていないのだとすれば——繰り返すが、私はモース批判を展開したいのではない——、新たな哲学的「贈与論」が書かれねばならない。実際、学問領域

として見ただけでも、「贈与」は人類学、社会学のみならず、経済学、政治学、法学、心理学、医学、看護学、倫理学、教育学、宗教学にも関わる非常に巨大な主題であることは、わずかの省察で容易に認められよう。我々はそれら全領域に涉って問題の細部に至るまでの詰めをすぐさま行えるとは言わない。ただ、問題がこれほど広範囲に及ぶ以上、そして、そこに何らかの統一的な問題解決が必要とされるのなら、哲学はそこから逃げるべきではない。

無論これは今の段階では一つの着想にすぎない。しかし、「交換に回収されない贈与がある」可能性を前提とした仮説に基づくものではない。むしろ、その仮説が正しいのかどうかを明らかにするためにこそ、この点を追求してみる価値はある、そしてその必要もまたある、と私は考えている。その価値があるというのは、本稿で見てきたように、それが今までほとんど考慮されてこなかったからである。これは意外に見えるが事実である。そして、それが必要であるというのは、モースが危惧した現代社会の閉塞は、彼の希望的観測とは異なって、ますます強化されているように見えるからである。我々に果たして出口は、脱出路はあるのだろうか。

## 注

① 私は数年前から、幾つかの大学、専門学校における「哲学」の一般教育の講義で贈与の問題を取り上げ、本校の「哲学特殊講義」で論じ、また、幾つかの研究会で報告も行った。本稿には、それらの機会に寄せられた学生諸君、研究者仲間、友人・知人たちの意見や感想を織り込んである。記して感謝する。

② ただし、民法に関する教科書を参照しても明らかかなように、日本の法学の主流は「贈与」にほとんど注意を払わないのが常である。最近では異なった傾向も見られるが、これは別に論じたい。

③ このキャンペーンが多くの共感と同時に批判も生んだことは周知の通りである。問題はそれほど単純ではない。「無縁社会」という語は新造語のようであるが、わずか二、三〇年前まで、「無縁」の語は、網野 [1978] による概念化を通して、いわば光り輝く理念と受け取られていた面があることも想起すべきであろう。

④ 近年モース再考・再興の機運が高まっているようである。フランスにおける「社会科学における反功利主義運動 (Mouvement Anti-Utilitariste dans les Sciences Sociales)」の略称が MAUSS であるのは象徴的であるし、日本でもモース研究会によるモース著作集邦訳が二〇一一年から刊行される予定のことである。

⑤ 以下、本文割注で頁だけを記す場合は『贈与論』を指し、訳文は現在入手の容易なモース [2009] による。ただし一部変更を加えた。

⑥ Ekeh [1974] はそれを、レヴィ・ストロースとの論争でも知られる(ただしレヴィ・ストロースはほとんど相手にしていなかったが)ホマンズに代表される英米の方法論的個人主義と対比して整理しており、参考になる。

⑦ 単純に分量的に見ても、「ハウ」による返礼義務の説明は文庫版で五頁弱あるが、後の二つはまとめて一頁強しかない。ただし、返礼の義務さえ根拠づけられているのかどうかは、実は問題である(後述)。

⑧ ただし、名高いこの概念は、示唆的であるが問題含みである (Goffman [1981])。検討は別に行いたい。

⑨ 以下、邦訳のある文献からの引用は、文献表に掲げた邦訳により、○内に示す。

⑩ その幾つかを挙げておく。「彼の贈与論はむしろ交換論と呼ぶべきものであるかもしれない。……くり返して言うことになるが、モースの贈与論の本質は交換論である」(宇波 [1983]、一四九―一五〇頁)。「モースは贈与を、交換の一般的カテゴリーのもとに置いてくる」(Ricoeur [2004]、p.328 (三三四頁))。

⑪ 『贈与論』英訳に付された序文 (Douglas [1990]) が端的に「自由な(無償の)贈与などない」と題されているのは面白く。

⑫ この点、モースが交換と(純粹)贈与の両立不可能性を突き詰めている

- いとすするデリダ (Derrida[1991], p.56) の指摘は正しいが、モースの論点  
がデリダとは異なっていることに注意すべきである。
- ⑬ ただし、マリノフスキーは自分の誤謬に気づいたのはモースの「適切  
な」指摘を読む前だとしており、モースの影響を暗に認めていない  
(Malinowski[1926], p.41 (四六頁))。
- ⑭ この点、モースは〈贈与〉を論じていないとするデリダと、我々の見解  
は異なる。
- ⑮ ただし、フィールドにある人類学者たちの実感はそれとは違っているだ  
ろう。彼らの多くは異文化に触れた時の新鮮な驚きを保持している。私自  
身はそれが重要であることを疑わない。
- ⑯ そのことを露骨に示すのが、ホマンズ (Homans[1961]) に代表される  
社会学者が心理学と経済学を援用して構築しようとした、いわゆる「社会  
的交換理論」である。なお、ここでは経済学、法学における〈贈与〉論は  
取り上げなかったが、基本的な状況は同じである (注2参照)。
- ⑰ この点をはじめ、デリダのモース批判 (Derrida[1991]) は我々の現在  
の議論と重なるものの、デリダの議論を導入した途端、我々はそれを批判  
しなければならなくなる (注12, 14も参照)。我々にとって、デリダに触  
れるべきなのは、まだ先のステージにおいてなのである。
- ⑱ 「モース研究会を起して研究に取り組みことになった我々の動機の一  
つは、……『贈与論』のモース」というあまりに固まってしまったイ  
メージを打破したいということにあった」(モース研究会 [2011], 二四八  
頁) という言葉に準えて言えば、我々は「贈与論すなわち交換論」という  
あまりに固定化されたイメージを打破したのである。それは同時に、  
モースを「贈与」交換」論から解放することでもあらうと思う。
- ⑲ 講義においてこの問題に関心を抱いた学生たちの意見は、「贈与とは結  
局交換である」、「決して交換に回収されない贈与がある」に二分された。
- ⑳ 私はこうした疑問があまりもプリミティブに過ぎるのではないかとの  
危惧を抱いていたが、見解の相違はあるが、Testart[1998] が同様にスト  
リートな問いをモースに投げかけていることを知って勇気づけられた。
- ㉑ 人々の〈贈与〉への関心が思いの外高いことを私は、講義や報告を通し  
て実感した。一方ではあからさまに嫌悪を示す人もあり、他方にモース的

な「贈与の雰囲気」の衰退に憤慨する人もあった。ここには、「我々自身  
の贈与イデオロギー」(Bloch and Parry[1989], p.9) とも呼ぶべきもの  
があるように思われる。

- ㉒ 講義でこのように語っただけで、(おそらくはまじめで心根のよい) 学  
生たちから、「先生は人の心の分からない人です」という非難が多数寄せ  
られた。「交換に回収されない贈与などない」という結論を恐れているの  
は、実は、こうした人々の暗黙の声に怯えたまま贈与を論じる研究者たち  
自身ではないか。

㉓ MAUSS のリーダー、カイエが取るうとする道がそうである。カイエ  
[2011] 参照。

㉔ 興味深いことに、モースのマリノフスキー批判はこの延長で行われてい  
る。

㉕ その検討は他日を期するが、モースを起点として一つの包括的な理論を  
構想した論者としては、我々とは理路は異なるものの、例えばバタイユが  
いる。

㉖ この点を示すためには、本稿以外にもう一つの「序説」が必要となる  
う。逆に言えば、本稿はあるべき「序論」の半面にすぎない。

㉗ 実際我々は、本稿以降の行程で、またモースに出会うことになる。繰り返  
返すが、『贈与論』だけを見ても、そこに盛られた素材と着想は「交換」  
論に回収されるものではないし、彼の思考は『贈与論』だけに示されてい  
るでもない。

㉘ 例えば、マイケル・サンデルらを通して日本でも一般に大きな反響を呼  
んだ正義の問題も、「贈与論」の一部とみなすことさえ可能だと私は考え  
ている。この点は別に論じる。

#### 〈文献〉

- ◎ 阿部謹也 [1986] 「恩と義理」阿部謹也 [2000] 『阿部謹也著作集』第4  
巻、筑摩書房。
- ◎ 網野善彦 [1978] 『無縁・公界・楽』平凡社。
- ◎ Bloch, Maurice and Parry, Jonathan[1989], Introduction, in: Bloch,  
Maurice and Parry, Jonathan (ed.) [1989], Money and the morality of

- exchange, Cambridge University Press.
- ◎ Carrier, James G. [1995], *Gifts and commodities*, Routledge.
  - ◎ Cheal, David [1988], *The Gift Economy*, Routledge.
  - ◎ Douglas, Mary [1990], Foreword, in: Mauss, Marcel [1990], *The gift*, trans. by Halls, W. D., Routledge.
  - ◎ Derrida, Jacques [1991], *La fausse monnaie*. Donner le temps 1, Galilée.
  - ◎ Ekeh, Peter P. [1974], *Social exchange theory*, Heinemann Educational Bks. = エケ、ピーター・P. (小川訳) [1980] 『社会的交換理論』新泉社。
  - ◎ Fox, Renée C. and Swazey, Judith P. [1992], *Spare parts*, Oxford University Press = フォックス、レネイ／スワゼイ、ジューディス (森下・倉持・窪田・大木訳) [1999] 『臓器交換社会』青木書店。
  - ◎ Fraser, James G. [1984], Preface, in: Malinowski [1984].
  - ◎ Goffman, Alexander [1998], *A vague but suggestive concept: the 'total social fact'*, in: James and Allen (ed.) [1998].
  - ◎ Homans, George Caspar [1961], *Social behavior*, Harcourt.
  - ◎ James, Wendy and Allen, N. J. (ed.) [1998], Marcel Mauss, *Berghahn Books, Methodology and History in Anthropology*, Vol. 1.
  - ◎ カイエ、アラン (藤岡訳) [2011] 『功利的理性批判』以文社。
  - ◎ Lévi-Strauss, Claude [1950], *Introduction à l'oeuvre de Marcel Mauss*, in: Mauss [1950] = レヴィ＝ストロース、クロード (清水・菅野訳) 『マルセル・モースの業績解題』アルク誌編 [1974] 『マルセル・モースの世界』みすず書房。
  - ◎ Malinowski, Bronislaw [1926], *Crime and custom in savage society*, Kegan Paul, Trench, Trubner = ブリノフスキー (青山訳) [1967] 『未開社会における犯罪と習慣』新泉社。
  - ◎ Malinowski, Bronislaw [1984], *Argonauts of the Western Pacific*, Waveland Press.
  - ◎ Mauss, Marcel [1924], *gift-gift*, in: Mauss, Marcel [1969], *Oeuvres*, 3, présentation de Karady, Victor, Minuit.
  - ◎ Mauss, Marcel [1950], *Sociologie et anthropologie*, PUF.
  - ◎ Mauss, Marcel [1924], *Essai sur la don*, in: Mauss, Marcel [1950] = モース、マルセル (吉田・江川訳) [2009] 『贈与論』ちくま学芸文庫。
  - ◎ モース研究会 [2011] 『マルセル・モースの世界』平凡社新書。
  - ◎ Paul Ricoeur [2004], *Parcours de la reconnaissance*, Stock = リクール、ポール (川崎訳) [2006] 『承認の行程』法政大学出版社。
  - ◎ 嶋田義仁 [1993] 『異次元交換の政治人類学』勁草書房。
  - ◎ 嶋田義仁 [1999] 『贈与あるいは愛の倫理と宗教』村上陽一郎編『叢書 転換期のフィロンフイー 宗教』ミネルヴァ書房。
  - ◎ Testart, Alain [1998], *Uncertainties of the 'obligation to reciprocate'*, in: James and Allen (ed.) [1998].
  - ◎ Titmus, Richard M. [1970], *The Gift Relationship*, George Allen & Unwin.
  - ◎ 宇波彰 [1983] 『交換の両面性』『現代思想』11巻4号、青土社。
  - ◎ Weiner, Annette B. [1992], *Inalienable Possessions*, University of California Press. (本学非常勤講師)